

令和 4 年

第 2 回（6 月）河合町議会定例会議案

令和 4 年 6 月 3 日

河 合 町

付 議 事 件

議案第 25 号 令和 4 年度河合町一般会計補正予算について

議案第 26 号 令和 4 年度河合町水道事業会計補正予算について

議案第 27 号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第 28 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 29 号 河合町介護保険条例の一部改正について

報告第 1 号 令和 3 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 令和 3 年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議 案 第 2 5 号

令 和 4 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

河 合 町

令和4年度河合町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度河合町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9, 9 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 2 0, 5 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 6月 3日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 795,648	千円 9,925	千円 805,573
	2 国庫補助金	260,491	9,925	270,416
歳 入 合 計		6,710,640	9,925	6,720,565

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 98,606	千円 115	千円 98,721
	1 議会費	98,606	115	98,721
2 総務費		1,092,877	△25,034	1,067,843
	1 総務管理費	932,720	△15,393	917,327
	2 徴税費	101,092	△5,112	95,980
	3 戸籍住民基本台帳費	33,858	△4,529	29,329
3 民生費		2,347,076	24,577	2,371,653
	1 社会福祉費	1,605,513	20,525	1,626,038
	2 児童福祉費	741,563	4,052	745,615
4 衛生費		802,518	△3,341	799,177
	1 保健衛生費	257,189	△1,744	255,445
	2 清掃費	545,329	△1,597	543,732
6 農林商工費		71,334	△336	70,998
	1 農業費	65,953	△336	65,617
7 土木費		591,626	5,715	597,341
	1 土木管理費	13,693	4,428	18,121
	4 都市計画費	372,552	412	372,964
	5 住宅費	61,380	875	62,255
9 教育費		532,378	8,229	540,607
	1 教育総務費	122,664	3,971	126,635
	5 社会教育費	180,903	5,306	186,209
	6 保健体育費	43,884	△1,048	42,836
歳 出 合 計		6,710,640	9,925	6,720,565

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 795,648	千円 9,925	千円 805,573
歳入合計	6,710,640	9,925	6,720,565

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 98,606	千円 115	千円 98,721
2 総務費	1,092,877	△25,034	1,067,843
3 民生費	2,347,076	24,577	2,371,653
4 衛生費	802,518	△3,341	799,177
6 農林商工費	71,334	△336	70,998
7 土木費	591,626	5,715	597,341
9 教育費	532,378	8,229	540,607
歳 出 合 計	6,710,640	9,925	6,720,565

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			115
8,055			△33,089
1,870			22,707
			△3,341
			△336
			5,715
			8,229
9,925			

2 歳 入

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 民生費国庫補助金	千円 28,676	千円 1,870	千円 30,546
7 総務費国庫補助金	78,661	8,055	86,716
計	260,491	9,925	270,416

節		説	明
区	分		
	金 額		
8	子ども・子育て支 援事業費補助金	千円 1,870	子ども・子育て支援事業費補助金 千円 1,870
10	社会保障・税番号 制度システム整備 補助金	8,055	社会保障・税番号制度システム整備補助金 8,055

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 98,606	千円 115	千円 98,721	千円	千円	千円	千円 115
計	98,606	115	98,721				115

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	582,027	△22,405	559,622				△22,405
---------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 82	02 議会管理費	115 千円
2 一般職給	82	2 給料	82
		一般職給	82
3 職員手当等	33	3 職員手当等	33
2 一般職地域 手当	5	一般職地域手当	5
10 一般職期末 手当	16	一般職期末手当	16
11 勤勉手当	12	勤勉手当	12

2 給料	△14,762	04 一般管理費（総務課）	△16,551
2 一般職給	△14,762	2 給料	△10,438
		一般職給	△10,438
3 職員手当等	△4,050	3 職員手当等	△3,020
1 扶養手当	282	扶養手当	162
2 一般職地域 手当	△850	一般職地域手当	△610
4 管理職手当	95	管理職手当	216
10 一般職期末 手当	△2,298	一般職期末手当	△1,582
11 勤勉手当	△1,874	勤勉手当	△1,285
12 通勤手当	△77	通勤手当	△77
13 住居手当	672	住居手当	336
		児童手当	△180
		4 共済費	△3,093
		一般職共済組合負担金	△3,093
		07 秘書管理費	△5,854
		2 給料	△4,324
		一般職給	△4,324
		3 職員手当等	△1,030
		扶養手当	120
		一般職地域手当	△240

1 款 議会費 2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 企画費	28,029	5,346	33,375				5,346
9 出張所費	12,395	△4,610	7,785				△4,610

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
14 児童手当	千円 0	管理職手当	千円 △121
4 共済費	△3,593	一般職期末手当	△716
3 一般職共済 組合負担金	△3,593	勤勉手当	△589
		住居手当	336
		児童手当	180
		4 共済費	△500
		一般職共済組合負担金	△500
2 給料	3,187	16 安心安全推進費	5,346
2 一般職給	3,187	2 給料	3,187
3 職員手当等	1,295	一般職給	3,187
1 扶養手当	72	3 職員手当等	1,295
2 一般職地域 手当	195	扶養手当	72
10 一般職期末 手当	488	一般職地域手当	195
11 勤勉手当	366	一般職期末手当	488
12 通勤手当	174	勤勉手当	366
4 共済費	864	通勤手当	174
3 一般職共済 組合負担金	864	4 共済費	864
		一般職共済組合負担金	864
2 給料	△2,400	01 出張所経費	△4,610
2 一般職給	△2,400	2 給料	△2,400
3 職員手当等	△1,540	一般職給	△2,400
1 扶養手当	△318	3 職員手当等	△1,540
2 一般職地域 手当	△163	扶養手当	△318
		一般職地域手当	△163
		一般職期末手当	△515
		勤勉手当	△400
		通勤手当	96
		児童手当	△240
		4 共済費	△670
		一般職共済組合負担金	△670

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 電子計算費	92,193	4,562	96,755				4,562
12 財政調整基 金費	325	1,714	2,039				1,714
計	932,720	△15,393	917,327				△15,393

節・細節		説 明
区 分	金 額	
10 一般職期末手当	千円 △515	千円
11 勤勉手当	△400	
12 通勤手当	96	
14 児童手当	△240	
4 共済費	△670	
3 一般職共済組合負担金	△670	
2 給料	2,639	01 電子計算管理費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当 通勤手当 4 共済費 一般職共済組合負担金
2 一般職給	2,639	
3 職員手当等	1,185	
2 一般職地域手当	159	
10 一般職期末手当	523	
11 勤勉手当	440	
12 通勤手当	63	
4 共済費	738	
3 一般職共済組合負担金	738	
24 積立金	1,714	
1 積立金	1,714	

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 税務総務費	千円 93,543	千円 △5,112	千円 88,431	千円	千円	千円	千円 △5,112
計	101,092	△5,112	95,980				△5,112

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	33,858	△4,529	29,329	8,055			△12,584
-------------	--------	--------	--------	-------	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △2,870	01 税務一般管理費	千円 △5,112
2 一般職給	△2,870	2 給料	△2,870
		一般職給	△2,870
3 職員手当等	△1,249	3 職員手当等	△1,249
2 一般職地域 手当	△174	一般職地域手当	△174
10 一般職期末 手当	△548	一般職期末手当	△548
11 勤勉手当	△468	勤勉手当	△468
12 通勤手当	118	通勤手当	118
13 住居手当	△177	住居手当	△177
4 共済費	△993	4 共済費	△993
3 一般職共済 組合負担金	△993	一般職共済組合負担金	△993

2 給料	△7,235	01 戸籍住民基本台帳費	△4,529
2 一般職給	△7,235	2 給料	△7,235
		一般職給	△7,235
3 職員手当等	△3,050	3 職員手当等	△3,050
1 扶養手当	238	扶養手当	238
2 一般職地域 手当	△415	一般職地域手当	△415
		一般職期末手当	△1,440
		勤勉手当	△1,249
		通勤手当	△28
		住居手当	△336
		児童手当	180
		4 共済費	△2,299

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	33,858	△4,529	29,329	8,055			△12,584

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	395,706	15,886	411,592				15,886
---------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 一般職期末手当	千円 △1,440	一般職共済組合負担金	千円 △2,299
11 勤勉手当	△1,249	12 委託料	8,055
12 通勤手当	△28	その他	8,055
13 住居手当	△336	・戸籍システム法改正対応改修	8,055
14 児童手当	180		
4 共済費	△2,299		
3 一般職共済組合負担金	△2,299		
12 委託料	8,055		
5 その他	8,055		

2 給料	10,018	08 社会福祉諸経費（住民福祉課）	10,834
2 一般職給	10,018	2 給料	7,074
3 職員手当等	3,448	一般職給	7,074
1 扶養手当	△198	3 職員手当等	2,158
2 一般職地域手当	590	扶養手当	△198
10 一般職期末手当	1,974	一般職地域手当	413
11 勤勉手当	1,532	一般職期末手当	1,353
		勤勉手当	1,040
		通勤手当	66
		住居手当	△336
		児童手当	△180
		4 共済費	1,602
		一般職共済組合負担金	1,602
		12 社会福祉管理費（高齢福祉）	5,052

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 社会福祉施設費	15,007	75	15,082				75
17 総合福祉会館運営費	55,602	4,564	60,166				4,564

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 通勤手当	千円 66	2 給料	千円 2,944
13 住居手当	△336	一般職給	2,944
14 児童手当	△180	3 職員手当等	1,290
		一般職地域手当	177
		一般職期末手当	621
		勤勉手当	492
4 共済費	2,420	4 共済費	818
3 一般職共済 組合負担金	2,420	一般職共済組合負担金	818
3 職員手当等	75	01 心の交流センター運営費	75
10 一般職期末 手当	42	3 職員手当等	75
11 勤勉手当	33	一般職期末手当	42
		勤勉手当	33
2 給料	2,099	01 総合福祉会館運営費	4,564
2 一般職給	2,099	2 給料	2,099
		一般職給	2,099
3 職員手当等	1,831	3 職員手当等	1,831
1 扶養手当	444	扶養手当	444
2 一般職地域 手当	161	一般職地域手当	161
10 一般職期末 手当	553	一般職期末手当	553
11 勤勉手当	399	勤勉手当	399
12 通勤手当	34	通勤手当	34
13 住居手当	△75	住居手当	△75
14 児童手当	315	児童手当	315
4 共済費	634	4 共済費	634
		一般職共済組合負担金	634

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,605,513	20,525	1,626,038				20,525

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	86,418	△3,700	82,718				△3,700
2 児童福祉施設費	278,015	2,455	280,470	1,870			585

節・細節		説 明
区 分	金 額	
3 一般職共済組合負担金	千円 634	千円

2 給料	△2,379	06 児童福祉諸経費	△3,700
2 一般職給	△2,379	2 給料	△2,379
		一般職給	△2,379
3 職員手当等	△506	3 職員手当等	△506
2 一般職地域手当	△140	一般職地域手当	△140
10 一般職期末手当	△220	一般職期末手当	△220
11 勤勉手当	△180	勤勉手当	△180
12 通勤手当	34	通勤手当	34
4 共済費	△815	4 共済費	△815
3 一般職共済組合負担金	△815	一般職共済組合負担金	△815
2 給料	308	08 心身障害児保育事業費	105
2 一般職給	308	4 共済費	105
		一般職共済組合負担金	105
3 職員手当等	172	16 子育て世代包括支援センター事業費	480
2 一般職地域手当	18	2 給料	308
		一般職給	308
10 一般職期末手当	101	3 職員手当等	172
		一般職地域手当	18
		一般職期末手当	101
		勤勉手当	53

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 こども園費	175,014	5,297	180,311				5,297
計	741,563	4,052	745,615	1,870			2,182

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	47,299	△11,270	36,029				△11,270
-----------	--------	---------	--------	--	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
11 勤勉手当	千円 53	18 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費	千円 1,870
4 共済費	105	18 負担金、補助及び交付金	1,870
3 一般職共済 組合負担金	105	補助金	1,870
		・保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	1,870
18 負担金、補助及 び交付金	1,870		
2 補助金	1,870		
2 給料	2,622	01 こども園運営費	5,297
2 一般職給	2,622	2 給料	2,622
		一般職給	2,622
3 職員手当等	1,881	3 職員手当等	1,881
2 一般職地域 手当	157	一般職地域手当	157
10 一般職期末 手当	791	一般職期末手当	791
11 勤勉手当	653	勤勉手当	653
12 通勤手当	280	通勤手当	280
4 共済費	794	4 共済費	794
3 一般職共済 組合負担金	794	一般職共済組合負担金	794

2 給料	△5,821	02 保健衛生総務費	△11,270
		2 給料	△5,821

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 環境衛生費	67,787	9,526	77,313				9,526

節・細節		說 明	
区 分	金 額		
2 一般職給	千円 △5,821	一般職給	千円 △5,821
3 職員手当等	△3,184	3 職員手当等	△3,184
1 扶養手当	△78	扶養手当	△78
2 一般職地域手当	△350	一般職地域手当	△350
10 一般職期末手当	△1,490	一般職期末手当	△1,490
11 勤勉手当	△1,240	勤勉手当	△1,240
12 通勤手当	△26	通勤手当	△26
4 共済費	△2,265	4 共済費	△2,265
3 一般職共済組合負担金	△2,265	一般職共済組合負担金	△2,265
2 給料	4,739	01 環境衛生費	9,526
2 一般職給	4,739	2 給料	4,739
3 職員手当等	3,342	一般職給	4,739
1 扶養手当	162	3 職員手当等	3,342
2 一般職地域手当	325	扶養手当	162
4 管理職手当	519	一般職地域手当	325
10 一般職期末手当	1,096	管理職手当	519
11 勤勉手当	890	一般職期末手当	1,096
12 通勤手当	170	勤勉手当	890
14 児童手当	180	通勤手当	170
		児童手当	180
		4 共済費	1,445
		一般職共済組合負担金	1,445

4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	257,189	△1,744	255,445				△1,744

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	134,625	△1,597	133,028				△1,597
計	545,329	△1,597	543,732				△1,597

節・細節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	千円 1,445	千円
3 一般職共済 組合負担金	1,445	

2 給料	△612	01 清掃総務費	△1,597
2 一般職給	△612	2 給料	△612
		一般職給	△612
3 職員手当等	△130	3 職員手当等	△130
		一般職地域手当	△37
2 一般職地域 手当	△37	一般職期末手当	△68
10 一般職期末 手当	△68	勤勉手当	△52
11 勤勉手当	△52	通勤手当	27
12 通勤手当	27	4 共済費	△855
4 共済費	△855	一般職共済組合負担金	△855
3 一般職共済 組合負担金	△855		

4 款 衛生費

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業委員会 費	千円 12,531	千円 △336	千円 12,195	千円	千円	千円	千円 △336
計	65,953	△336	65,617				△336

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	13,693	4,428	18,121				4,428
計	13,693	4,428	18,121				4,428

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △336	01 農業委員会費	千円 △336
13 住居手当	△336	3 職員手当等 住居手当	△336 △336

2 給料	2,487	02 土木総務費	4,428
2 一般職給	2,487	2 給料	2,487
		一般職給	2,487
3 職員手当等	1,218	3 職員手当等	1,218
2 一般職地域 手当	149	一般職地域手当	149
10 一般職期末 手当	341	一般職期末手当	341
11 勤勉手当	274	勤勉手当	274
12 通勤手当	142	通勤手当	142
13 住居手当	312	住居手当	312
4 共済費	723	4 共済費	723
3 一般職共済 組合負担金	723	一般職共済組合負担金	723

6 款 農林商工費 7 款 土木費

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	千円 63,192	千円 412	千円 63,604	千円	千円	千円	千円 412
計	372,552	412	372,964				412

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	61,380	875	62,255				875
計	61,380	875	62,255				875

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 288	01 都市計画総務費（まちづくり推進課）	千円 197
2 一般職給	288	2 給料	138
		一般職給	138
3 職員手当等	124	3 職員手当等	59
2 一般職地域手当	18	一般職地域手当	9
		一般職期末手当	28
10 一般職期末手当	59	勤勉手当	22
11 勤勉手当	47	09 旧第三小学校跡地等利活用推進事業	215
		2 給料	150
		一般職給	150
		3 職員手当等	65
		一般職地域手当	9
		一般職期末手当	31
		勤勉手当	25

2 給料	147	02 住宅管理費	875
2 一般職給	147	2 給料	147
		一般職給	147
3 職員手当等	728	3 職員手当等	728
1 扶養手当	221	扶養手当	221
2 一般職地域手当	22	一般職地域手当	22
		一般職期末手当	169
10 一般職期末手当	169	勤勉手当	64
11 勤勉手当	64	住居手当	252
13 住居手当	252		

7 款 土木費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	千円 121,238	千円 3,971	千円 125,209	千円	千円	千円	千円 3,971
計	122,664	3,971	126,635				3,971

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総 務費	46,102	1,374	47,476				1,374
---------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,598	04 事務局費（総務）	千円 3,971
2 一般職給	2,598	2 給料	2,598
		一般職給	2,598
3 職員手当等	639	3 職員手当等	639
2 一般職地域 手当	155	一般職地域手当	155
10 一般職期末 手当	254	一般職期末手当	254
11 勤勉手当	206	勤勉手当	206
12 通勤手当	24	通勤手当	24
4 共済費	734	4 共済費	734
3 一般職共済 組合負担金	734	一般職共済組合負担金	734

2 給料	498	13 社会教育総務経費	1,374
2 一般職給	498	2 給料	498
		一般職給	498
3 職員手当等	455	3 職員手当等	455
1 扶養手当	△282	扶養手当	△282
2 一般職地域 手当	17	一般職地域手当	17
10 一般職期末 手当	344	一般職期末手当	344
		勤勉手当	334
		通勤手当	172
		児童手当	△130
		4 共済費	421
		一般職共済組合負担金	421

9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 図書館費	20,973	3,932	24,905				3,932
計	180,903	5,306	186,209				5,306

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	21,961	△1,048	20,913				△1,048
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
11 勤勉手当	千円 334		千円
12 通勤手当	172		
14 児童手当	△130		
4 共済費	421		
3 一般職共済 組合負担金	421		
2 給料	2,583	01 図書館費	3,932
2 一般職給	2,583		
3 職員手当等	615		
2 一般職地域 手当	155		
10 一般職期末 手当	255		
11 勤勉手当	205		
4 共済費	734		
3 一般職共済 組合負担金	734		

2 給料	44	01 保健体育総務費	△1,048
2 一般職給	44	2 給料	44
		一般職給	44
3 職員手当等	△944	3 職員手当等	△944
		扶養手当	△360

9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	43,884	△1,048	42,836				△1,048

節・細節		説 明
区 分	金 額	
1 扶養手当	千円 △360	一般職期末手当 千円 △310 勤勉手当 △240 通勤手当 △34 4 共済費 △148 一般職共済組合負担金 △148
10 一般職期末 手当	△310	
11 勤勉手当	△240	
12 通勤手当	△34	
4 共済費	△148	
3 一般職共済 組合負担金	△148	

議 案 第 2 6 号

令 和 4 年 度

河合町水道事業会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度河合町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（計）
	（補正前の額）	（補正額）	
第1款 事業費用	533,403 千円	1,714 千円	535,117 千円
第1項 営業費用	511,428 千円	1,714 千円	513,142 千円
第2目 配水及び給水費	67,202 千円	1,714 千円	68,916 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条中の職員給与費 41,215 千円を、42,929 千円に改める。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

河合町長 清 原 和 人

令和4年度河合町水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的支出

支 出

（単位：千円）

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 事業費用		533,403	1,714	535,117	
1. 営業費用		511,428	1,714	513,142	
	2. 配水及び 給水費	67,202	1,714	68,916	人事異動に伴う 人件費増額

議案第 27 号

河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の制定について

河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を
別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 4 年 6 月 3 日

河合町長 清 原 和 人

河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、河合町議会議員及び河合町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 河合町議会議員及び河合町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により河合町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、河合町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基

づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（１） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

（２） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の

運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 28 号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 6 月 3 日

河合町長 清 原 和 人

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和 35 年 7 月河合村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 29 号

河合町介護保険条例の一部改正について

河合町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 6 月 3 日

河合町長 清 原 和 人

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

河合町介護保険条例（平成12年3月河合町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町介護保険条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

報告第 1 号

令和 3 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 3 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告します。

令和 4 年 6 月 3 日

河合町長 清 原 和 人

令和３年度河合町繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号システム整備事業	3,580,000	3,580,000		3,580,000				
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	82,023,000	82,023,000		82,023,000				
6. 農林商工費	1. 農業費	農業委員会タブレット導入事業	120,000	120,000			120,000			
		農村地域防災減災事業	9,161,000	9,161,000		9,161,000				
7. 土木費	2. 道路橋梁費	防災・安全社会資本交付金事業	794,000	794,000		397,000		300,000		97,000
		道路メンテナンス事業	38,840,000	38,840,000		21,362,000		15,700,000		1,778,000
	4. 都市計画費	宅地耐震化推進事業	1,962,000	1,962,000		934,000	467,000			561,000
		旧第三小学校跡地利活用推進事業	18,030,000	18,030,000	22,000			15,800,000		2,208,000
合 計			154,510,000	154,510,000	22,000	117,457,000	587,000	31,800,000		4,644,000

報告第2号

令和3年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告します。

令和 4年 6月 3日

河合町長 清 原 和 人

令和3年度河合町繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
2. 公共下水道事業費	1. 公共下水道事業費	公共下水道建設事業費	2,580,000	2,580,000	80,000			2,500,000		
		下水道長寿命化計画事業費	82,600,000	82,600,000		29,000,000		45,500,000		8,100,000
合 計			85,180,000	85,180,000	80,000	29,000,000		48,000,000		8,100,000